



民生・児童委員が改選

あなたの地区の委員は6、7ページでご確認を！

21世紀は「地域福祉」がキーワード

新しい世紀を迎え、少子・高齢化は一層進んでいきます。介護や育児をはじめ、これからの福祉は、地域の支え合い、助け合いのなかで創り出していくことが理想的です。その担い手として活動してくれているのが、各地区の民生委員・児童委員のみなさんです。

昭和の初めにできた歴史ある制度

私たちの住む地域に必ずいる民生委員・児童委員のみなさん。民生委員法ならびに児童福祉法で各地区に置くことが定められた、昭和の初めから続く歴史ある制度です。

活動の目的は、地域に住むみなさんが、住み慣れた地域でその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをすすめることです。

少子・高齢化、核家族化など社会環境が変化する中、介護やいじめ、児童虐待などの問題は、家庭、学校、行政だけでは解決できない複雑なケースが増えています。そ

ここで、常に住民の立場で行政とのパイプ役となり、各地域の実情に合わせた「地域福祉活動」を展開する民生委員・児童委員のはたらきが重要になってきます。

介護、子育て、 ノーマライゼーション

民生委員・児童委員のおもな活動は次のとおりです。

介護保険制度など高齢者向けのサービスが上手に活用され、在宅での支援が充実するよう、地域で高齢者を見守るネットワークづくりを進めます。

将来を担う子どもたちを心豊かに育てるため、地域の子どもや家庭をめぐる問題を把握し、子育て中の人たちの不安解消に努めます。



心豊かな子どもを育てる



支え合い、助け合いから生まれる福祉

